

## 飯塚市社会福祉協議会行動計画

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日

2. 内 容

目 標： 計画期間内において女性社員の育児休業取得率100%を維持するとともに、男性社員の取得率10%以上を目指します。

また、子の看護休暇、家族の介護休暇を取得できるよう、再度周知を行い、制度の有効活用の推進を図ります。

### 【対策】

・令和4年4月～

男性職員が育児休業等を活用促進するため、制度の個別周知、相談窓口の設置、育児に関する意識向上に向けた研修への支援を実施します。

・令和4年4月～

子の看護、家族の介護を行う職員が、希望する時間単位で休暇を取得できるよう、再度周知し、事例紹介等を行い、有効活用の推進を図ります。

社会福祉法人 飯塚市社会福祉協議会

〈 女性の活躍推進に関する情報公表 〉

1. 労働者に占める女性労働者の割合 80.5% (令和4年3月度)
2. 管理職に占める女性労働者の割合 75.0% (令和4年3月度)

(基準日：令和4年3月1日)